

7 その他の基準（法第35条の5第2項第7号）

傷病者の搬送及び受入れの実施に関し、北海道が必要と認める事項を次のとおりとする。

- 広域で離島も多い本道においては、傷病者の生命や予後の観点から、ドクターヘリ、北海道消防防災ヘリコプター又は札幌市消防ヘリコプターを活用することにより有効な場合があることから、それぞれの運行基準（P30～P32・別紙6参照）を勘案しながら航空機を積極的に活用するものとする。

本道における傷病者搬送用の各種ヘリコプター運航基準（概要）

項 目	北海道消防防災ヘリ	札幌市消防ヘリ	ドクターヘリ
目 的	救急・救助等市町村が行う消防業務の支援や災害発生時における応急対策活動などの活動を行う。	市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。	病院に常駐して、救急医療用の医療機器等を装備し、救急医療の専門医及び看護師が同乗し救急現場等へ向かい、搬送中に救命医療を行う。
出動範囲 （基本）	北海道全域	札幌市内	基地病院から概ね100km圏内 ◆道央ドクヘリ；道央圏（石狩・空知・後志・胆振・日高支庁管内の全域） 渡島・上川・留萌支庁管内の一部 ◆道東ドクヘリ；道東圏（釧路・根室支庁管内全域） ◆道北ドクヘリ；道北圏（上川・留萌・宗谷支庁管内の全域） 網走・空知支庁管内の一部
所 管 （実施主体）	北海道（総務部防災消防課防災航空室）	札幌市（消防局警防部消防救助課消防航空係）	◆道央ドクヘリ；医療法人 湊仁会 ◆道東ドクヘリ；市立釧路総合病院 ◆道北ドクヘリ；日本赤十字社
基 地	◎ 丘珠空	◎ 札幌市消防局石狩ヘリポート （石狩市新港東2丁目）	◆道央ドクヘリ；◎ 手稲湊仁会病院（基地・格納庫） ◆道東ドクヘリ；○ 基地病院：市立釧路総合病院 ○ 基幹連携病院：釧路孝仁会記念病院（格納庫） ◆道北ドクヘリ；○ 基地病院：旭川赤十字病院 ○ 協力基幹病院：旭川医科大学病院（格納庫）

項 目	北海道消防防災ヘリ	札幌市消防ヘリ	ドクターヘリ
要請基準 (救急)	離島、山村等交通遠隔地等から生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合で、原則医師が搭乗できる場合又は他の医療機関へ搬送しなければ傷病者の生命に危険が及ぶと医師が判断し、原則医師が搭乗できる場合	(1) 出動基準 指令情報センター又は救急隊長が、次に該当すると判断したとき。 ◇救急車による搬送が困難 ◇現場到着又は医療機関への搬送時間を短縮でき、傷病者の救命効果に大きな影響を与える。 ◇早期に医師を救急現場に搬送することにより、救命効果が期待できる。 (2) 消防ヘリコプター救急出動判断基準 指令情報センターは、119番通報の内容が、「消防ヘリコプター救急出動判断基準」により傷病者の重症が疑われ、かつ事案発生地点が、「消防ヘリコプター救急搬送有効地域」の場合に、航空隊の出動を指令する。	119番通報受報した消防機関又は現場に出動した救急隊が救急現場で別に定める基準を参考に、医師による早期治療を要する症例と判断した場合 〔基準～抜粋〕 ○自動車からの放出、同乗者の死亡、自動車の横転などの自動車事故 ○溺水、生き埋め ○3階以上の高さからの転落、山間部での滑落 ○列車衝突事故 ○航空機墜落事故 ○重症が疑われる中毒事件 ○頭部、頸部、軀幹又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血 ほか
出動区分	(1) 災害応急対策活動 (2) <u>救急活動</u> ・ <u>傷病者の搬送</u> ・ <u>医療機関への転院搬送</u> ・ <u>医師等の搬送</u> (3) 救助活動 (4) 火災防御活動 (5) 広域航空消防防災応援活動	救急出動 (傷病者搬送、転院搬送、医師等の搬送)	(1) 救急現場出動 交通事故等の救急現場へ出動し、救急現場から治療を開始するとともに、救急搬送時間の短縮を図るための出動 (2) 緊急外来搬送 出動要請後、ドクターヘリ到着まで一時的に直近の医療機関に搬送された傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動 (3) 施設間搬送 上記(1)、(2)の搬送を妨げない場合で、医療機関に搬入され初期治療が行われている傷病者を他の医療機関へ搬送するための出動及び既に入院している傷病者を他の医療機関へ転院させるための出動
搭乗クルー	防災航空隊員 (救急救命士又は救急隊員資格者) 救急活動の場合、原則医師同乗	操縦士2名、整備士1名、 救急救助員2～3名 (救急救命士又は救急隊員資格者)	医師及び看護師又は医師の2名

項 目	北海道消防防災ヘリ	札幌市消防ヘリ	ドクターヘリ
出動要請者	○市町村（消防機関） ○道自らの判断でも出動	○札幌市消防局（指令情報センター）	○ 救急現場・緊急外来搬送の要請は、上記出動範囲の消防機関（海難事故の場合は海上保安庁も要請できる） ○ 施設間搬送の要請は、飛行場外離着陸場が搬送元・搬送先医療機関に併設されている場合は医療機関が行い、併設されていない場合は搬送元医療機関を管轄する消防機関が行う。
要請方法	道防災航空室へ通報	出動指令 （119番通報を受け、各隊に出動指令を出す）	基地病院の「ドクターヘリホットライン」へ通報
出 動 時 間	365日 24時間体制	8時45分～17時15分（勤務時間中） その他の時間は隊員召集により対応 （なお、市内の救急事案においては、召集し出動するより、地上隊が搬送した方が早い ため、夜間等の召集はない。）	日の出から日没までの間の要領で定める時間
搬 送 先 （ 基 本 的 ）	○現場救急；医師、医師不在の場合は消防機関 ○転院搬送；搬送元医師	○現場救急：ヘリポートを有する三次医療機関（選定は指令情報センター） ○転院搬送：搬送元医師（市内間における転院搬送はない）	○要請する医療機関の医師が、医学的判断を基にドクターヘリ出動医師と協議し、傷病者又は家族の希望を考慮の上、選定
常 備 搭 載 医 療 器 具	○通常、救急自動車に搭載している救急資機材 ◆吸引器 ◆心電図モニター ◆動脈血酸素飽和度モニター ◆人工呼吸器 ◆除細動器 ◆自動血圧計 ほか	○救急車に搭載している資器材 ◆呼吸循環管理用～携帯型酸素一式、バッグバルブマスク、電動式吸引器、輸液・気道確保資器材、自動体外式除細動器、電気式心肺人工蘇生器、アドレナリン ◆観察用～携帯型心電図モニター、携帯型血中酸素飽和度測定器 ◆創傷保護用～三角巾、滅菌ガーゼ、救急シート ◆その他～救助用担架、毛布、患者保温移送用バッグ、頸椎固定器具、バックボード、陰圧式固定器具	◆ドクターズバック（救急蘇生に必要な薬品及び資機材を収納） ◆医療用ガスアウトレット ◆吸引器 ◆心電図モニター ◆動脈血酸素飽和度モニター ◆人工呼吸器 ◆除細動器 ◆自動血圧計 ほか